

本件事故当時、富岡町に居住しており、既に平成25年5月分までの月額10万円の日常生活障害慰謝料を受領済の申立人が、事故前からの精神疾患の悪化を理由として平成24年10月分までの日常生活障害慰謝料の増額を求めた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記対象期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害

精神的損害

金120万円

ただし、日常生活障害慰謝料について、(2)の期間(20か月)につき月額6万円の増額分に限る。

(2) 期間

自平成23年3月11日 至平成24年10月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金120万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月27日

(仲介委員 増山 宏)